

全体財務書類に係る注記

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産等の評価基準及び評価方法

取得価額が判明しているものについては取得価額、取得価額が不明なものは再調達価額を基礎とした価額で評価しております。ただし、昭和59年度以前に取得したものは取得価額不明なものとして取扱い、再調達価額を基礎として評価しております。なお、道路、河川及び水路の敷地については、備忘価額1円と評価しています。

また、一部の連結対象団体（水道事業、下水道事業）においては、原則、取得価格としています。

(2) 有価証券等の評価基準及び評価方法

① 市場価格のある有価証券等

保有していないため記載を省略します。

② 市場価格がない有価証券等

出資金については、出資金額により評価しています。ただし、実質価額が著しく低下したものについては、相当の減額を行った後の価額で計上しています。

なお、株式、債券は保有しておりません。

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

材料及び量水器・・・先入先出法による原価法

なお、一般会計等の会計範囲では棚卸資産は保有していません。

(4) 有形固定資産等の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産除く。）

定額法を採用しています。

ただし、一部の連結対象団体（水道事業）における量水器については取替法によっています。

なお、償却資産の主な耐用年数は下記のとおりです。

| | | | |
|---|---|--------|--------|
| 建 | 物 | 10～50年 | |
| 工 | 作 | 物 | 10～60年 |
| 物 | 品 | 2～20年 | |

② 無形固定資産（リース資産除く。）

定額法を採用しています。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、定額法を採用しています。

ただし、一部の連結対象団体（水道事業）においては、自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっています。

(5) 引当金の計上基準及び算定方法

① 徴収不能引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため、過去5年間の平均不納欠損率等により回収不能と見込まれる額を計上しています。

② 賞与等引当金

職員に対する期末・勤勉手当及びそれに係る法定福利費に備えるため、当年度負担相当額を計上しています。

③ 退職手当引当金

職員に対する退職手当の支給に備えるため、当年度末における退職手当自己都合要支給額に相当する額を計上しています。

(6) リース取引の処理方法

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引（リース料総額が 300 万円以下の所有権移転ファイナンス・リース取引を除く）

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

イ ア以外のリース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

ただし、一部の連結対象団体（水道事業）においては、リース料総額にかかわらず通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

(7) 資金収支計算書における資金の範囲

地方自治法第 235 条の 4 第 1 項に規定する歳入歳出に属する現金としています。

(8) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

① 消費税及び地方消費税の会計処理

税込方式により処理しています。

ただし、一部の連結対象団体（水道事業、下水道事業）においては、税抜方式により処理しています。

② 資本的支出と修繕費の区分

区分が不明な場合は、100 万円未満を修繕費として計上しています。

③ 物品及びソフトウェアの計上基準

物品等（図書を除く）及びソフトウェアは取得価格が 100 万円以上の場合に計上しています。

ただし、一部の連結対象団体（水道事業、下水道事業）においては、取得価格が 10 万円以上の場合に計上しています。

2 重要な後発事象

該当ありません。

3 偶発債務

保証債務及び損失補償債務負担の状況

他の団体（会計）の金融機関等からの借入債務に対し、保証を行っています。

| 事 項 | 確定債務額 | 履行すべき額が確定していない損失補償債務等 | |
|--|-------|-----------------------|--|
| | | 損失補償等引当金計上額 | 貸借対照表未計上額 |
| 入間市土地開発公社に対する債務保証 (平成28年度) | - | - | 30,150 |
| 県営畑地帯総合整備事業に充てるため農林漁業 金融公庫から借入れる資金に対する債務保証 (平成4年度) | - | - | 借入金37,895千円の元利 償還相当額 |
| 埼玉県信用保証協会との損失補償契約に基づく 補償（業種転換資金） | - | - | 県信用保証協会が行う保証 債務額から保険金を控除し た額及び利子 |
| 埼玉県信用保証協会との損失補償契約に基づく 補償（商工業振興資金） | - | - | 県信用保証協会が行う保証 債務額から保険金を控除し た額及び利子 |
| 埼玉県信用保証協会との損失補償契約に基づく 補償（特別小口無担保無保証人・小口特別） | - | - | 県信用保証協会が行う保証 債務額から保険金を控除し た額及び利子 |

4 追加情報

(1) 対象範囲（対象とする会計名）

【一般会計等】

- ①一般会計
- ②武蔵藤沢駅土地地区画整理事業特別会計
- ③入間市駅北口土地地区画整理事業特別会計
- ④扇台土地地区画整理事業特別会計
- ⑤狭山台土地地区画整理事業特別会計

【全体】

- ⑥国民健康保険特別会計
- ⑦介護保険特別会計
- ⑧後期高齢者医療特別会計
- ⑨水道事業会計
- ⑩下水道事業会計

(2) 出納整理期間

地方自治法第235条の5の規定により出納整理期間が設けられている会計においては、当会計年度に係る出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

なお、出納整理期間を設けていない会計と出納整理期間を設けている会計との間で、出納整理期間に現金の受払い等があった場合は、現金の受払い等が終了したものとして調整しています。

(3) 各項目の金額を表示単位未満で四捨五入により処理しているため、合計等の金額が一致しない場合があります。

(4) 繰越事業に係る支出予定額

| | |
|---------|--------------|
| 継続費通次繰越 | 674,581 千円 |
| 繰越明許費 | 871,512 千円 |
| 事故繰越し | 14,793 千円 |
| 合計 | 1,560,886 千円 |

(5) 自治法第 234 条の 3 に基づく長期継続契約で貸借対照表に計上されたリース債務金額
861,521 千円

(6) 基礎的財政収支

| | |
|---------|---------------|
| 業務活動収支 | 3,954,276 千円 |
| 支払利息支出 | 572,812 千円 |
| 投資活動収支 | △2,425,613 千円 |
| 基金積立金支出 | 611,950 千円 |
| 基金取崩収入 | △400,213 千円 |
| 基礎的財政収支 | 2,313,211 千円 |

(7) 資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額の内訳

資金収支計算書

| | |
|-----------------------|-----------------------|
| <u>業務活動収支</u> | <u>3,954,276 千円</u> |
| 投資活動収入の国県等補助金収入 | 296,339 千円 |
| 未収債権、未払債務等の増加(減少) | △1,747,258 千円 |
| 減価償却費 | △12,934,323 千円 |
| 賞与等引当金の減少 | 1,192 千円 |
| 退職手当引当金の増加 | △540,323 千円 |
| 徴収不能引当金の減少 | 17,402 千円 |
| 資産除売却損 | △12,204,300 千円 |
| 資産売却益 | 81,831 千円 |
| <u>純資産変動計算書の本年度差額</u> | <u>△23,075,165 千円</u> |

(8) 売却可能資産

該当ありません。